



国分寺市監委告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和元年度財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年12月25日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子

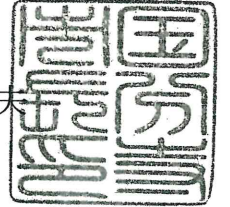


国政情収第 1170 号  
令和 2 年 12 月 23 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様  
高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



令和元年度財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査の  
結果の報告書の提出について（報告）

令和元年12月26日付け国監発第38号で提出された監査の結果に基づき、別  
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

# 令和元年度定期監査及び財政援助団体監査の結果に関する報告書

## (国分寺市職員互助会)

### 1 予算執行計画書について

国分寺市職員互助会処務規程で事務局長が作成することになっている  
予算執行計画書について、規程に沿ったものを作成されたい。

#### (措置内容)

国分寺市職員互助会処務規程で事務局長が作成することになっている  
予算執行計画書について、国分寺市職員互助会処務規程に基づき作成いた  
しました。

# 令和元年度定期監査及び財政援助団体監査の結果に関する報告書

## (障害福祉課)

### 1 (1) 指定管理者の当期資金収支差額について

平成30年度の当期資金収支差額が12,578,926円となっていた。この当期資金収支差額の発生要因を分析し、その蓄積による資金の増加を注視しつつ、公募によらない事業者選定であること及び当該管理業務並びに当該指定管理者の性質等から、当期資金収支差額の大きさが妥当であるか検討されたい。

#### (措置内容)

令和元年度の当期資金収支差額が利用率の低下に伴い減少してきていることから、事業収入(給付費)の増減による影響であると考えられます。市の施設としての性質上、重い障害のある方等の受入れ等により利用率の変動も大きいため、単年度ではなく指定期間全体で収支の妥当性を見極める必要があります。引き続き、当期資金収支差額等の状況を注視し、次期指定期間の指定管理費算定において、収支が妥当な額となるよう努めます。

### (2) 一般管理費(本社経費)の算定について

一般管理費について、事業報告書上の決算の数値として協定締結時の算出金額(予算額)を計上していた。決算については正確な数値を算定し、本体の収支を明らかにし、指定管理者による管理の実績を正確に把握する必要がある。今後の計上方法については、正確な数値を計上することを検討されたい。

#### (措置内容)

令和元年度の事業報告より、当該年度の実績から算定した数値を決算額とすることに改めました。

## 2 (1) 事業計画書の変更について

予算の補正に係る事業計画の変更について、事前に市の承諾を得ず、決算報告の際に承諾していたことを確認した。事業計画書を変更する場合は、協定書に基づき市の承諾を得てから行うよう改められたい。

### (措置内容)

令和元年度より、予算の補正等、事業計画を変更する場合は、事前に市の承諾を得ることに改めました。